○農林水産省告示第千五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月九日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木大山字板井平一六三の一、一六四の一、字獺口六一七、六一八、六三九、六四〇、字馬ノ谷九一〇の一、字尾迫九三六の一、字散田一一五九、一一六〇、一一六一の一、一一六一の二、一一六八の二、一一七二、杷木松末字石原迫三七七一、三七七四の一、三七七四の二、三七七五、三七七六、三七七九、三七八〇、三八一九の一、字北向三八三二、三八四四、三八四五、三八四七、三八四九から三八五一まで、三八五二の一、三八五二の二、三八五三の一、三八五三の二、三八五四、三八五六の一、三八五六の二、三八五八の一、三八五八の二、三八六一、三八七四の一、四〇一五、四〇二五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字散田一一五九、一一六〇、一一六一の一、一一六一の二、一一六八の二、一一七二・字馬ノ谷九一〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字板井平一六三の一、一六四の一、字尾迫九三六の一（次の図に示す部分に限る。）、字獺口六三九、六一七・六一八・六四〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字石原迫三七七一、三七七四の一、三七七四の二、三七七五、三七七六、三七七九、三七八〇、三八一九の一、字北向三八三二、三八四四、三八四五、三八四七、三八四九から三八五一まで、三八五二の一、三八五二の二、三八五三の一、三八五三の二、三八五四、三八五六の一、三八五六の二、三八六一、四〇一五、四〇二五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月九日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町妹川字東園二六五六の二、二六六三の一、二六六五の一、二六六六の一、二六六六の二、二六六七、二六六九の一、二六八〇の一、二六八三の一、二六九二の六、二六五八（次の図に示す部分に限る。）、字乙原二七四七、二七四八の一、二七五二の一、字古原二八二六の一、二八二七、二八三一の一、二八三一の二、二八三四、二八四二、字広蔵二八四五の一、二八五三の一、二八五三の二、二八五四、二八五六の一、二八六七の一、二八六八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき告示する。

平成二十二年九月九日

経済産業大臣　直嶋　正行

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	届出製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
三二二六〇一	平成二十二年八月二十七日	積算熱量計	株式会社山武瑞穂	株式会社山武瑞穂　京都府船井郡京丹波町鎌谷下一ノ谷一番地三

○経済産業省告示第二百十一号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第三条の三第二項の規定に基づき、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第四項第二号の指定を受けた次の養成施設の廃止の届出があったので、その旨を公示する。

平成二十二年九月九日

経済産業大臣　直嶋　正行

名称　樟南高等学校　工業科電気工学コース

備考　平成二十年三月までの卒業生については従前のとおりとする

○経済産業省告示第二百十二号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年九月九日

経済産業大臣　直嶋　正行

名称	変更前後別	保安検査を行う事業所の名称及び所在地
ガス保安検査株式会社	前	名古屋営業所　愛知県一宮市森本一丁目二十四番二十四号
	後	名古屋営業所　愛知県一宮市森本一丁目二十三番十七号

○経済産業省告示第二百十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十二年九月九日

経済産業大臣　直嶋　正行

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5032	難波金属株式会社	兵庫県尼崎市大浜町二丁目二十八番七号	平成二十二年七月十四日から平成二十三年七月十三日まで
5033	和田金属工業株式会社	兵庫県多可郡多可町八千代区下野間三十三番地の百六十九	平成二十二年七月十五日から平成二十三年七月十四日まで
5034	株式会社ＮＥＳＴＡＧＥ	大阪府吹田市江の木町六番十三号	平成二十二年八月十二日から平成二十三年八月十一日まで